

2. 私たち自身が感染を防ぐために

1) 事業所外で意識すること

- ・事業所や病院訪問は、訪問先と丁寧な確認をしながら判断します。
- ・会議については不要不急ならば、個別調整等に代替手段を講じます。

2) ケース対応について

- ・モニタリング報告書への署名については電話等での確認が認められていることから、接触頻度を避けるために積極的にその手段を講じます。
- ・やむを得ず対面する場合は、「時間短縮」「距離感の確保」「マスク」「飲み食いを避ける」ことなどに十分注意します。

<アクティビティサポートセンターゆい（生活訓練・生活介護）> 11：30～14：30

<地域活動支援センターこまつがわ（地活Ⅰ型）> 13：00～16：00

2 事業所とも、通所受け入れを行います。

- ・感染対策として、交通機関利用の職員に対しての時差出勤、利用者の通所の交通機関利用の時差通所に努めたく、開所時間の変更、開所時間の縮小しております。
- ・利用者は、通所以外の日々の過ごし方において、ステイホームを守っていただく。具体的には、生活に必要な場所以外できる限り外出しない、例えばカラオケなど、3密を満たす場所には行かないことを周知します。
- ・通所施設とは集団で過ごす環境となるため、入室前に検温実施、手洗いアルコール、マスクの徹底致します。また、体温を計測し、37.5 度以上の発熱が認められる場合には、通所をお断り致します。
- ・支援対象者に対して、自宅への訪問時間の短縮、相談室利用中止、プログラム中止、昼食の調理を中止しあ弁当提供に切り替え、できる限りの感染症予防に徹します。
- ・感染リスクに意識の薄い方たち（手洗いをしない、熱を測らない、マスクを着用しない等）に対しては理解を促すような支援をしつつどうしても応じてもらえないければ支援を拒否する判断もやむを得ませんが、基本的には利用者から利用の意向が示された場合は原則応じます。重症化リスクの高い方たち（60 歳以上、呼吸器系、免疫系疾患や糖尿病の方など）は、周囲にリスクがあるわけではありませんが、ご自身のとてのリスクがありますのでそれを理解してもらったうえで、通所の“自粛”を働きかける支援をさせていただきます。
- ・通所で介助を受ける場合、また、自宅へ訪問を行う場合も、2 メートルの距離をあけること等は不可能ですが、人との距離をとるために、生活に大きな支障きたさない範囲で、頻度と時間の縮小や、訪問に代わる電話での近況確認を行います。